（別紙）

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和６年４月）」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項番 | サービス種類 | 変更点 | 既存事業所の取扱い |
| １ | ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護７８：地域密着型通所介護７２：認知症対応型通所介護７３：小規模多機能型居宅介護３２：認知症対応型共同生活介護※短期利用型・介護予防も含む | 「その他該当する体制等」欄の「高齢者虐待防止措置実施の有無」「１：減算型」「２：基準型」 | 届出がない場合は「１：減算型」とみなす⇒減算したくない事業所は「２：基準型」で届出ください |
| ５  | ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 「その他該当する体制等」欄の「口腔連携強化加算」「１：なし」「２：あり」を新設 | 届出がない場合は「１：なし」とみなす |
| ７ | ７８：地域密着型通所介護７２：認知症対応型通所介護７３：小規模多機能型居宅介護３２：認知症対応型共同生活介護※短期利用型・介護予防含む | 「その他該当する体制等」欄の「業務継続計画策定の有無」「１：減算型」「２：基準型」を新設 | 届出がない場合は「１：減算型」とみなす⇒減算したくない事業所は「２：基準型」で届出ください |
| ８ | ７３：小規模多機能型居宅介護３２：認知症対応型共同生活介護※短期利用型・介護予防含む | 「その他該当する体制等」欄の「生産性向上推進体制加算」「１：なし」「２：加算Ⅰ」「３：加算Ⅱ」を新設 | 届出がない場合は「１：なし」とみなす |
| １１ | ３２：認知症対応型共同生活介護※短期利用型・介護予防含む | 「その他該当する体制等」欄の「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」「１：なし」「２：あり」を新設 | 届出がない場合は「１：なし」とみなす |
| １２ | ３２：認知症対応型共同生活介護※短期利用型・介護予防含む | 「その他該当する体制等」欄の「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」「１：なし」「２：あり」を新設 | 届出がない場合は「１：なし」とみなす |
| １３ | ４３：居宅介護支援 | 「その他該当する体制等」欄の「情報通信機器等の活用等の体制」を「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」に名称変更 | （注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと⇒居宅介護支援費Ⅰは届出がなくとも45未満となります |
| １５ | ３２：認知症対応型共同生活介護 | 「その他該当する体制等」欄の「認知症チームケア推進加算」「１：なし」「２：加算Ⅰ」「３：加算Ⅱ」を新設 | 届出がない場合は「１：なし」とみなす |
| ２２ | ４６：介護予防支援 | 「施設等の区分」欄の「１：地域包括支援センター」「２：居宅介護支援事業者」を新設 | 従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要 |
| ２３ | ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 「その他該当する体制等」欄の「緊急時訪問看護加算」「１：なし」「２：あり」を「１：なし」「３：加算Ⅰ」「２：加算Ⅱ」に変更 | 「３：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅱ」とみなす（注）基本的に届出を行うこと |
| ２４ | ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護７３：小規模多機能型居宅介護※介護予防も含む | 「その他該当する体制等」欄の「総合マネジメント体制強化加算」「１：なし」「２：あり」を「１：なし」「３：加算Ⅰ」「２：加算Ⅱ」に変更 | 「３：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅱ」とみなす（注）基本的に届出を行うこと |
| ２５ | ７８：地域密着型通所介護 | 「施設等の区分」欄の「３：療養通所介護事業所（短期利用型）」を新設 | 「３：療養通所介護事業所（短期利用型）」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる |
| ２６ | ７８：地域密着型通所介護 | 「その他該当する体制等」欄の「重度者ケア体制加算」「１：なし」「２：あり」を新設 | 届出がない場合は「１：なし」とみなす |
| ２７ | ７８：地域密着型通所介護 | 「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」「９：加算Ⅲイ（ハの場合）」「Ａ：加算Ⅲロ（ハの場合）」を追加 | 「９：加算Ⅲイ（ハの場合）」「Ａ：加算Ⅲロ（ハの場合）」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要 |
| ２８ | ７３：小規模多機能型居宅介護 | 「その他該当する体制等」欄の「認知症加算」「１：なし」「２：加算Ⅰ」「３：加算Ⅱ」を新設 | 届出がない場合は「１：なし」とみなす |
| ２９ | ３２：認知症対応型共同生活介護※短期利用型を含む | 「その他該当する体制等」欄の「医療連携体制加算」を「医療連携体制加算Ⅰ」に名称変更し「１：なし」「２：加算Ⅰ」「３：加算Ⅱ」「４：加算Ⅲ」を「１：なし」「２：加算Ⅰイ」「３：加算Ⅰロ」「４：加算Ⅰハ」に変更既存届出内容が「２：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰイ」とみなし、既存届出内容が「３：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「３：加算Ⅰロ」とみなし、「４：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「４：加算Ⅰハ」とみなす。（注）基本的に届出を行う | 既存届出内容が「２：加算Ⅰ」で、届出がない場合は「２：加算Ⅰイ」とみなし、既存届出内容が「３：加算Ⅱ」で、届出がない場合は「３：加算Ⅰロ」とみなし、「４：加算Ⅲ」で、届出がない場合は「４：加算Ⅰハ」とみなす（注）基本的に届出を行うこと |
| ３０ | ３２：認知症対応型共同生活介護※短期利用型を含む | 「その他該当する体制等」欄の「医療連携体制加算Ⅱ」「１：なし」「２：あり」を新設 | 届出がない場合は「１：なし」とみなす |
| ３１ | ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護７８：地域密着型通所介護７２：認知症対応型通所介護７３：小規模多機能型居宅介護３２：認知症対応型共同生活介護 | 令和６年６月から「介護職員等処遇改善加算」（別通知参照） | 既存届出内容がいずれの場合も届出がない場合は「１：なし」とみなす（注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと |